

神戸市中央卸売市場の取扱高の推移について

1. 卸売市場を取り巻く環境

近年の消費者ニーズの多様化や生鮮食料品における流通構造の変化などとともに、物流2024年問題やトラックドライバー不足、さまざまな物価高騰の加速など、卸売市場を取り巻く環境は、さらに厳しい状況が続いている。今後も産地や実需者などから選ばれる市場として、生鮮食品の安定供給を担うインフラとしての役割を果たせるように市場内関係者が連携して取り組んでいく必要がある。

2. 令和7年(暦年)神戸市場(本場・東部市場)における青果及び水産物の取扱状況

(ア) 市場別実績では、本場、取扱数量9万2,690トン(前年比87.9%)、取扱金額584億1,600万円(同比96.2%)、東部市場、取扱数量3万5,925トン(同比101.8%)、取扱金額171億4,500万円(同比103.1%)であった。

(イ) 卸売部門別実績では、青果部、取扱数量で10万1,339トン(前年比90.1%)、取扱金額では341億8,400万円(同比91.7%)。水産物部、取扱数量で2万7,276トン(同比96.5%)、取扱金額では413億7,700万円(同比103.2%)であった。

(ウ) 神戸市全体の令和7年総取扱高は取扱数量で12万8,615トン(前年比91.4%)、取扱金額で755億6,100万円(同比97.6%)。

【取扱数量・金額】※統計については項目別四捨五入のため、合計と明細で端数が一致しないことがある。

		令和7年		令和6年		令和5年	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
本場	青果	71,728トン	24,352百万円	83,448トン	27,571百万円	85,213トン	25,175百万円
	対前年比	86.0%	88.3%	97.9%	109.5%	93.9%	94.3%
	水産	20,962トン	34,064百万円	21,982トン	33,182百万円	24,932トン	38,340百万円
	対前年比	95.4%	102.7%	88.2%	86.5%	89.2%	101.6%
	計	92,690トン	58,416百万円	105,430トン	60,753百万円	110,145トン	63,514百万円
	対前年比	87.9%	96.2%	95.7%	95.7%	92.8%	98.6%
東部市場	青果	29,611トン	9,833百万円	29,016トン	9,702百万円	29,628トン	8,882百万円
	対前年比	102.1%	101.4%	97.9%	109.2%	98.7%	101.8%
	水産	6,314トン	7,313百万円	6,288トン	6,927百万円	6,259トン	7,217百万円
	対前年比	100.4%	105.6%	100.5%	96.0%	97.7%	110.3%
	計	35,925トン	17,145百万円	35,304トン	16,629百万円	35,888トン	16,099百万円
	対前年比	101.8%	103.1%	98.4%	103.3%	98.6%	105.4%
部門別計	青果	101,339トン	34,184百万円	112,464トン	37,273百万円	114,841トン	34,057百万円
	対前年比	90.1%	91.7%	97.9%	109.4%	95.1%	96.2%
	水産	27,276トン	41,377百万円	28,270トン	40,109百万円	31,191トン	45,557百万円
	対前年比	96.5%	103.2%	90.6%	88.0%	90.8%	102.9%
	計	128,615トン	75,561百万円	140,734トン	77,382百万円	146,032トン	79,614百万円
	対前年比	91.4%	97.6%	96.4%	97.2%	94.2%	99.9%

3. 令和7年(暦年)東部市場における花きの取扱状況

花き部では、令和7年の取扱数量で3,049万6千本(前年比92.8%)、取扱金額では24億9,600万円(同比89.5%)であった。

		令和7年		令和6年		令和5年	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
東部市場	花き	30,496千 ^ホ _本	2,496百万円	32,859千 ^ホ _本	2,790百万円	34,354千 ^ホ _本	2,935百万円
	対前年比	92.8%	89.5%	95.6%	95.1%	92.5%	95.5%

4. 令和7年(暦年)西部市場における食肉の取扱状況

令和7年総取扱高は、重量は7,387^ト_ン(前年比102.9%)、頭数が2万8,398頭(前年比102.0%)、金額では185億8,600万円(前年比102.1%)といずれも増加している。

ア 牛枝肉

重量は5,745^ト_ン(前年比103.4%)、頭数は1万2,660頭(前年比102.3%)、金額では168億9,300万円(前年比101.7%)といずれも増加している。

イ 豚枝肉

重量は1,346^ト_ン(前年比100.5%)、頭数は1万5,738頭(前年比101.7%)、金額では9億2,400万円(前年比105.5%)といずれも増加している。

ウ 部分肉等

重量は295^ト_ン(前年比104.6%)、金額では7億6,900万円(前年比107.6%)といずれも増加している。

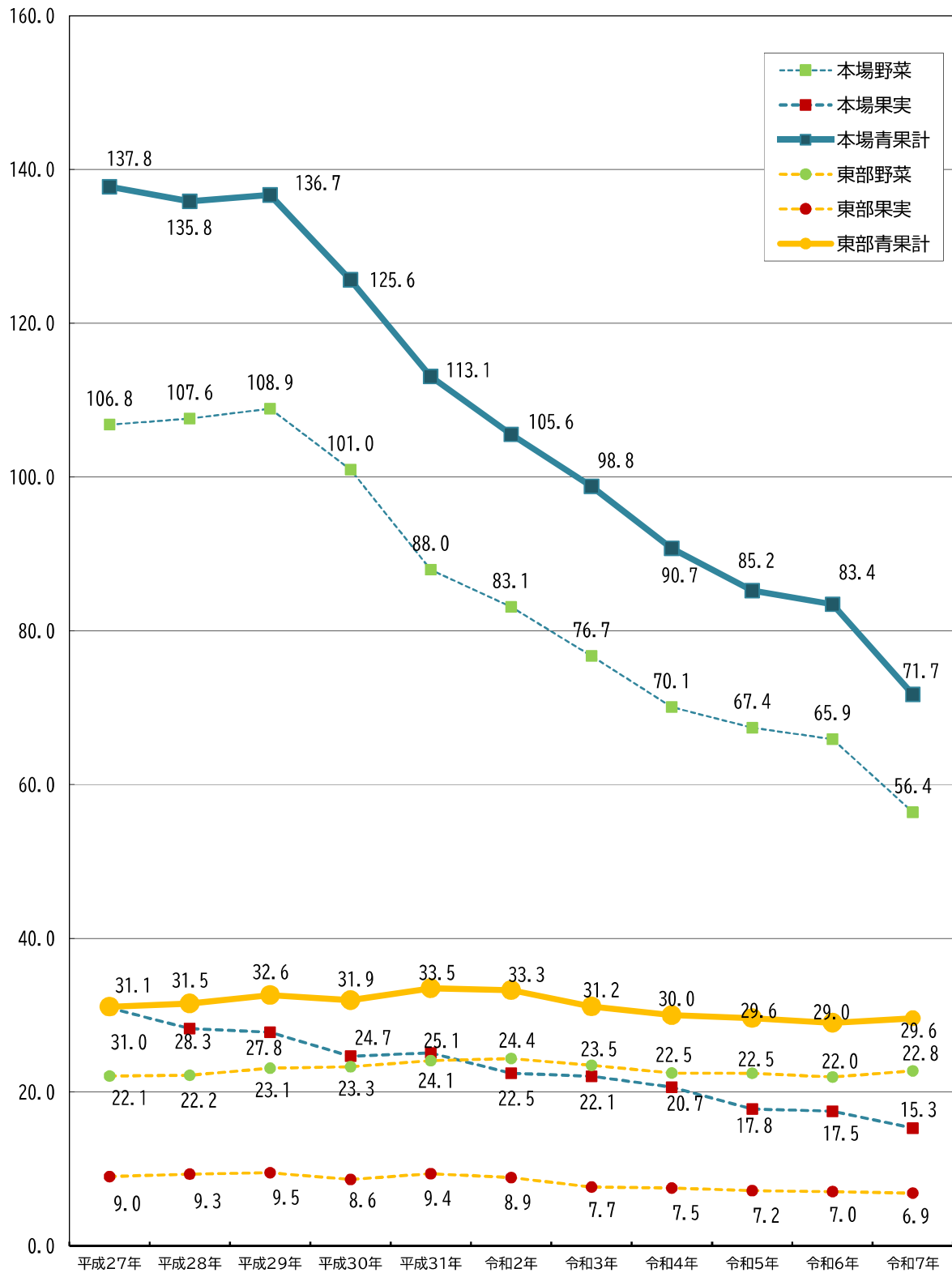
【取扱数量・金額】※統計については項目別四捨五入のため、合計と明細で端数が一致しないことがある。

		令和7年		令和6年		令和5年	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
西部市場	牛	5,745 ^ト (12,660頭)	16,893百万円	5,557 ^ト (12,372頭)	16,614百万円	5,239 ^ト (11,695頭)	15,048百万円
	対前年比	103.4% (102.3%)	101.7%	106.1% (105.8%)	110.4%	99.8% (100.0%)	102.5%
	豚	1,346 ^ト (15,738頭)	924百万円	1,339 ^ト (15,480頭)	876百万円	1,315 ^ト (15,138頭)	799百万円
	対前年比	100.5% (101.7%)	105.5%	101.8% (102.3%)	109.5%	98.4% (96.4%)	107.6%
	部分肉等	295 ^ト	769百万円	282 ^ト	715百万円	266 ^ト	692百万円
	対前年比	104.6%	107.6%	106.0%	103.3%	107.3%	103.7%
	計	7,387 ^ト (28,398頭)	18,586百万円	7,178 ^ト (27,852頭)	18,204百万円	6,820 ^ト (26,833頭)	16,538百万円
	対前年比	102.9% (102.0%)	102.1%	105.2% (103.8%)	110.1%	99.8% (97.9%)	102.8%

青果 取扱数量（暦年）

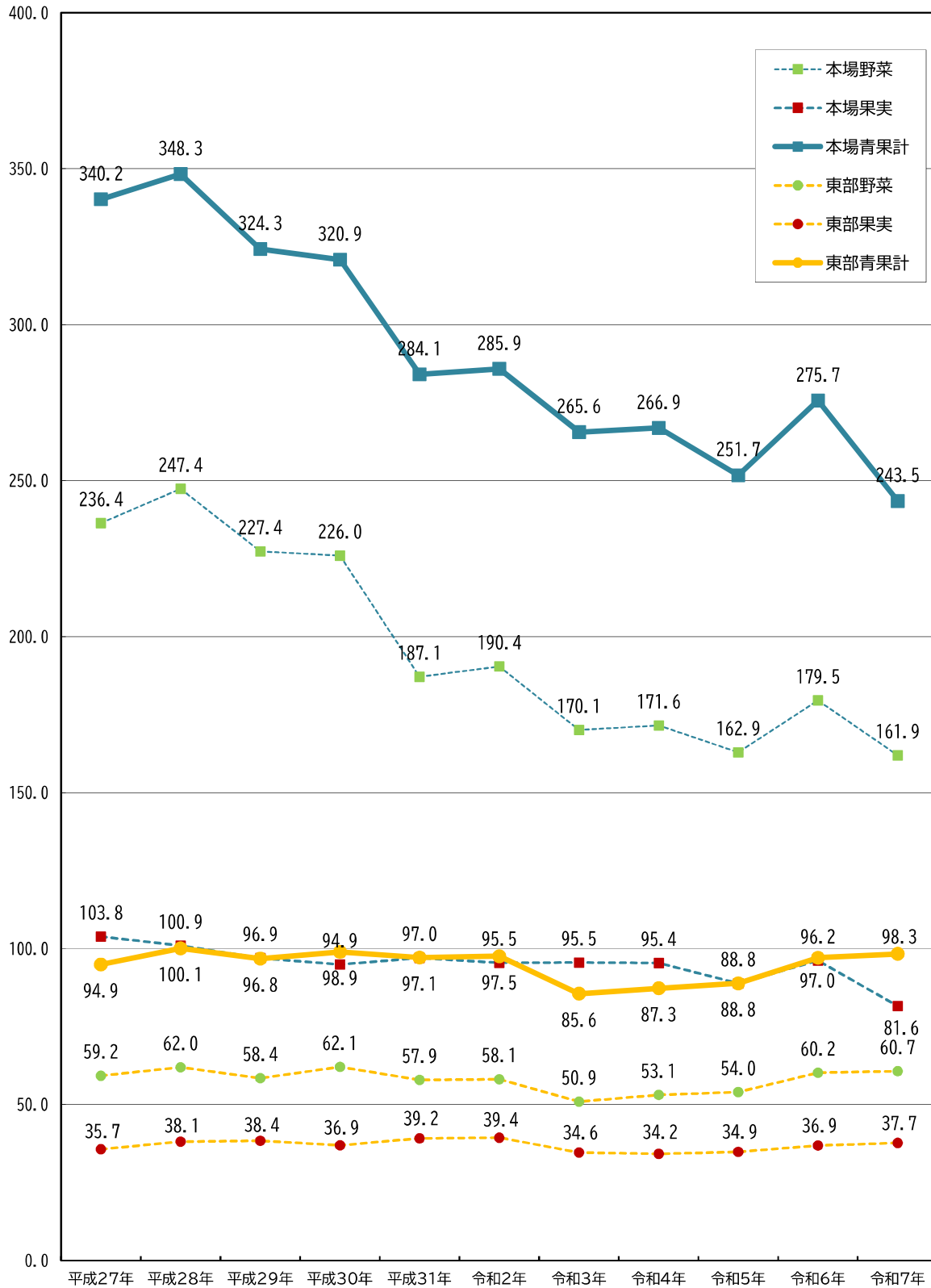
（本場+東部市場）

取扱数量
単位：千トン



青果 取扱金額（暦年） （本場+東部市場）

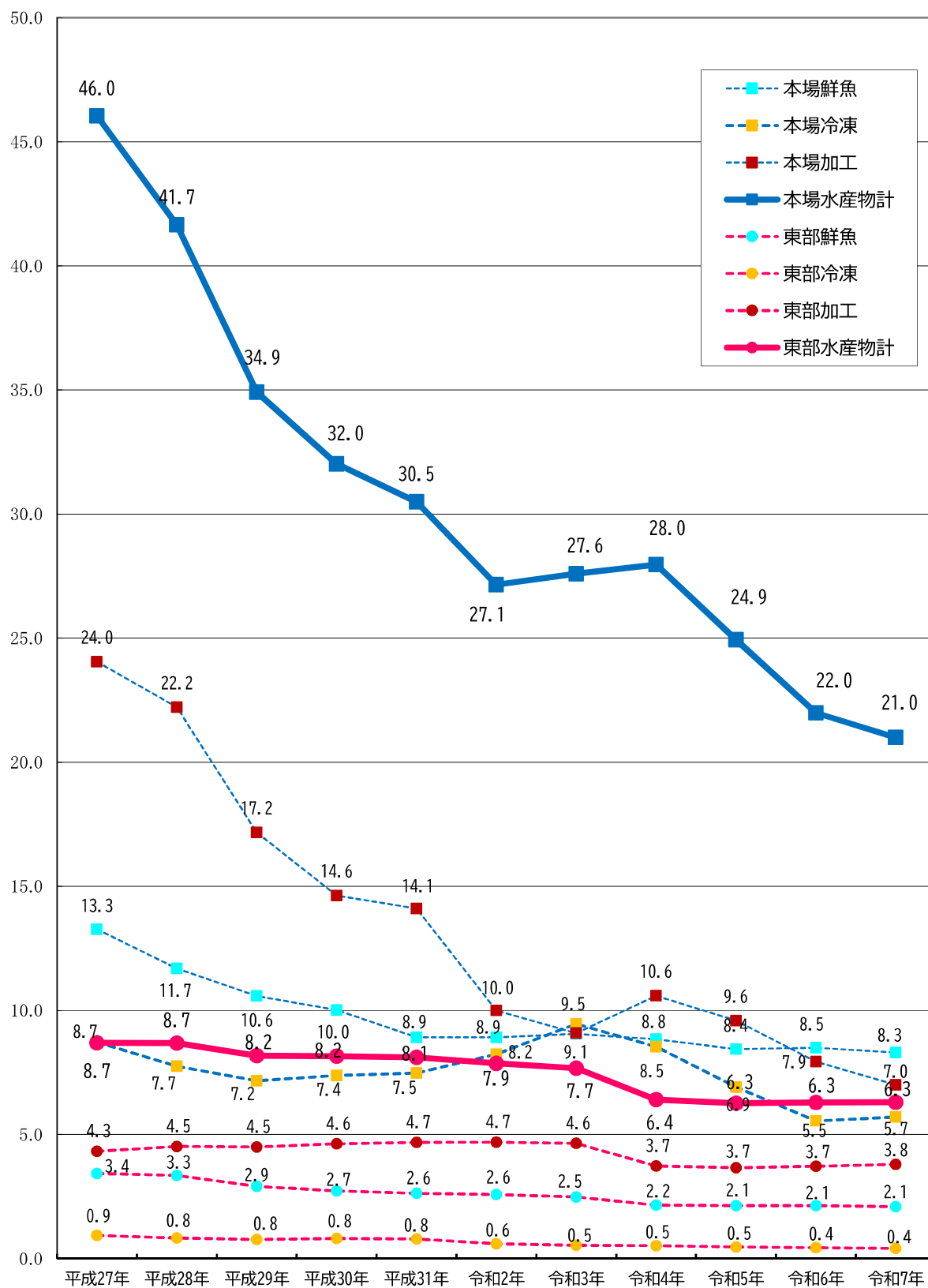
取扱金額
（単位：億円）



水産物 取扱数量（暦年）

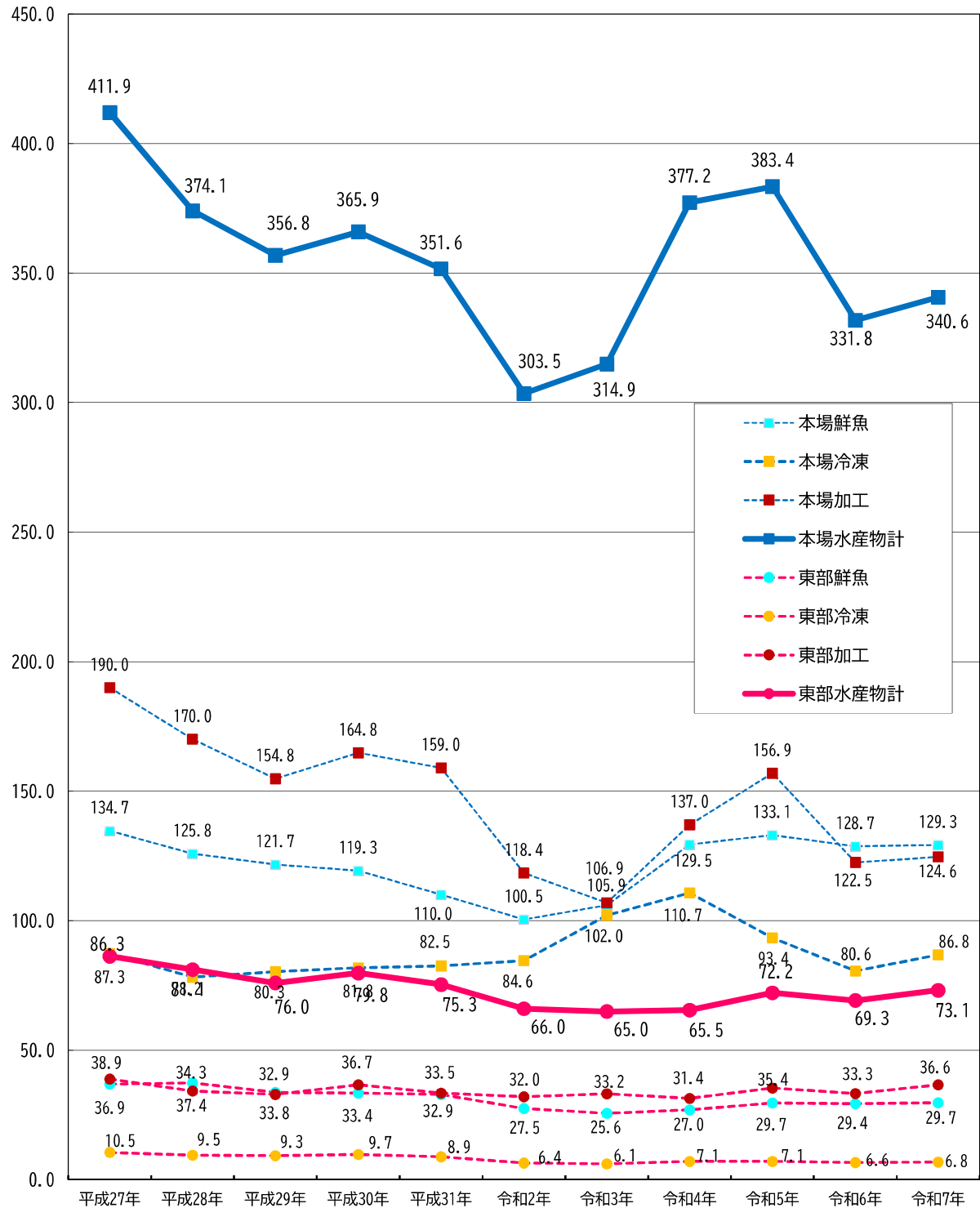
取扱数量
（単位：千トン）

（本場+東部市場）



水産物 取扱金額（暦年） （本場+東部市場）

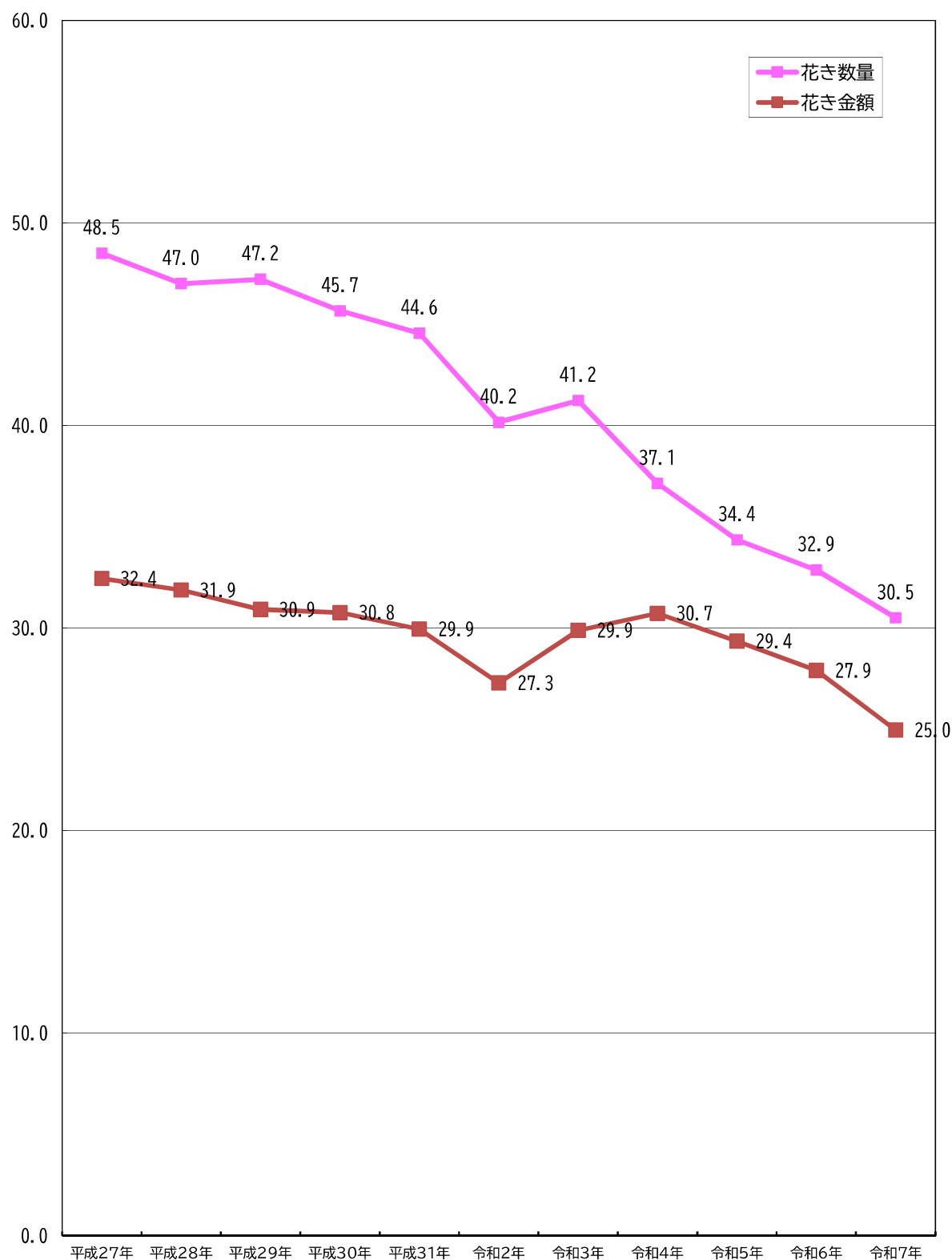
取扱金額
（単位：億円）

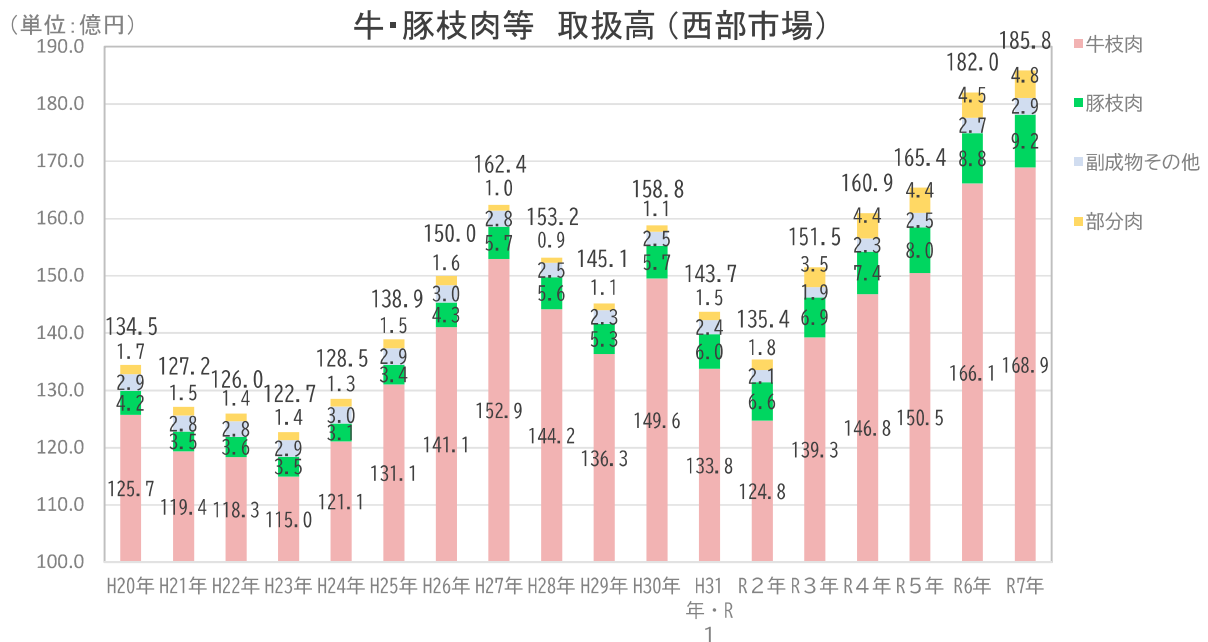
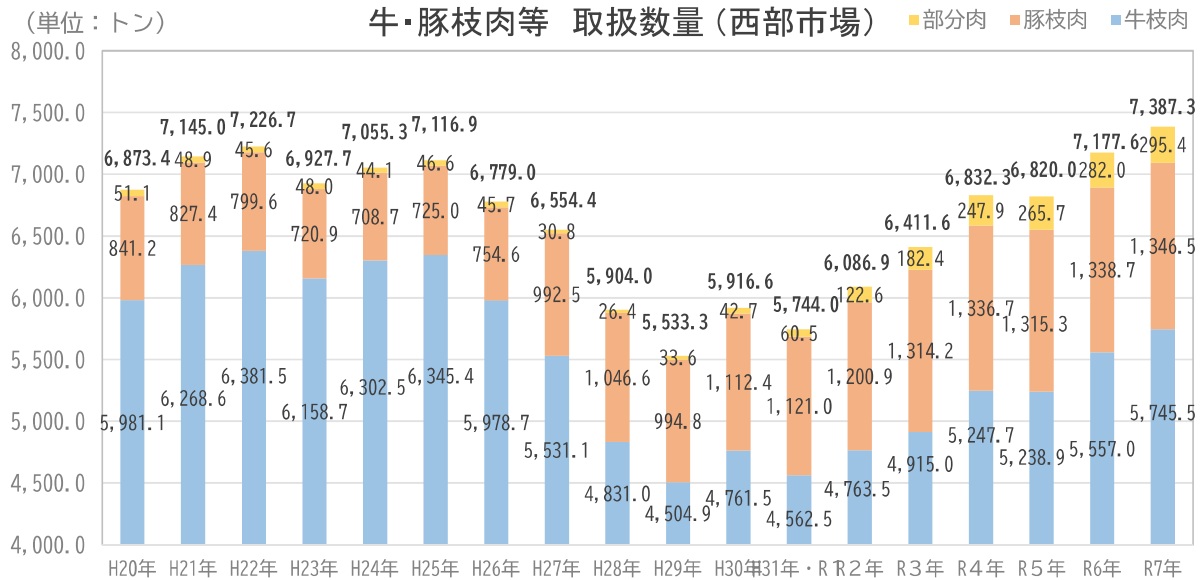
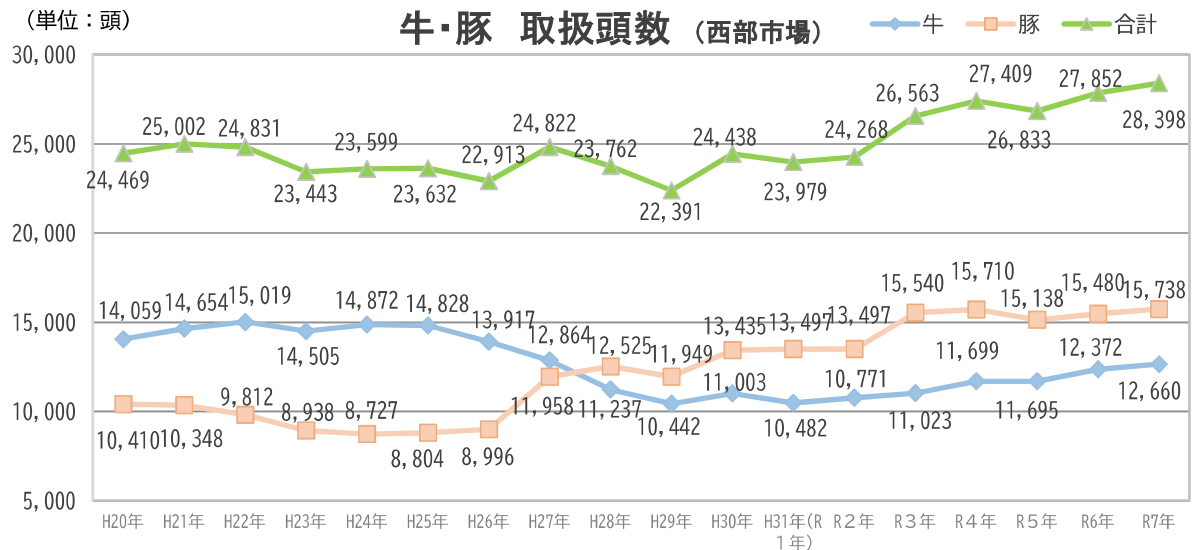


花き 取扱数量・金額（暦年）

（東部市場）

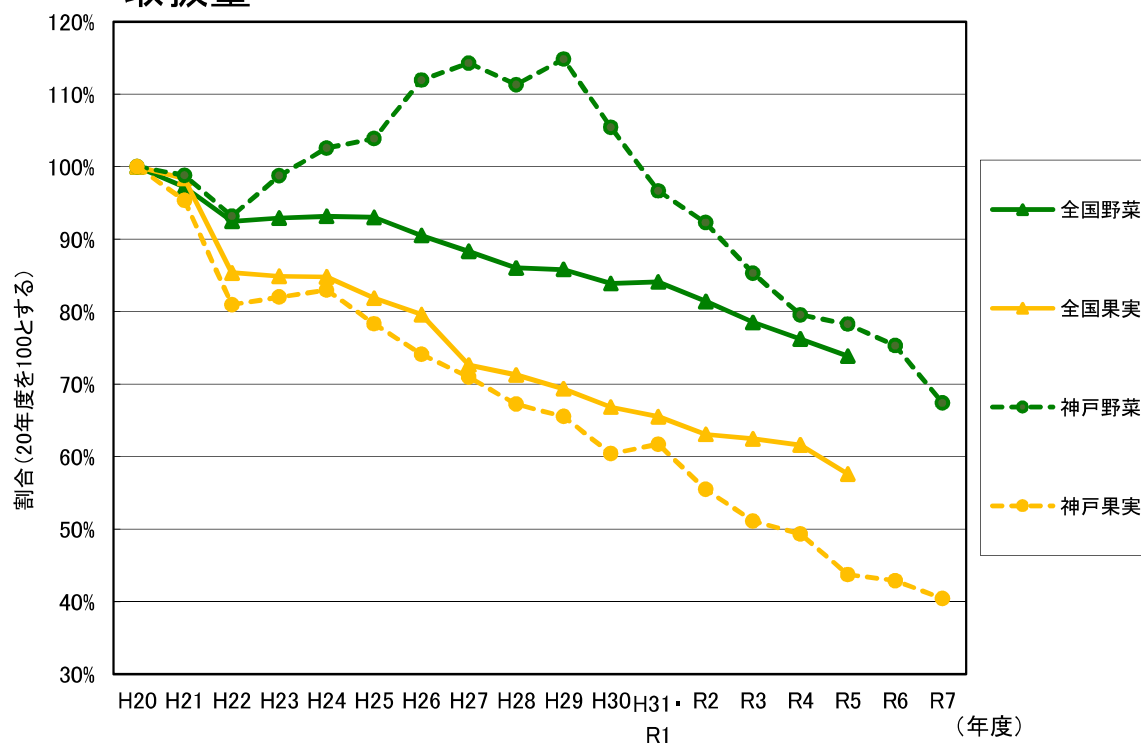
数量：百万本
金額：億円



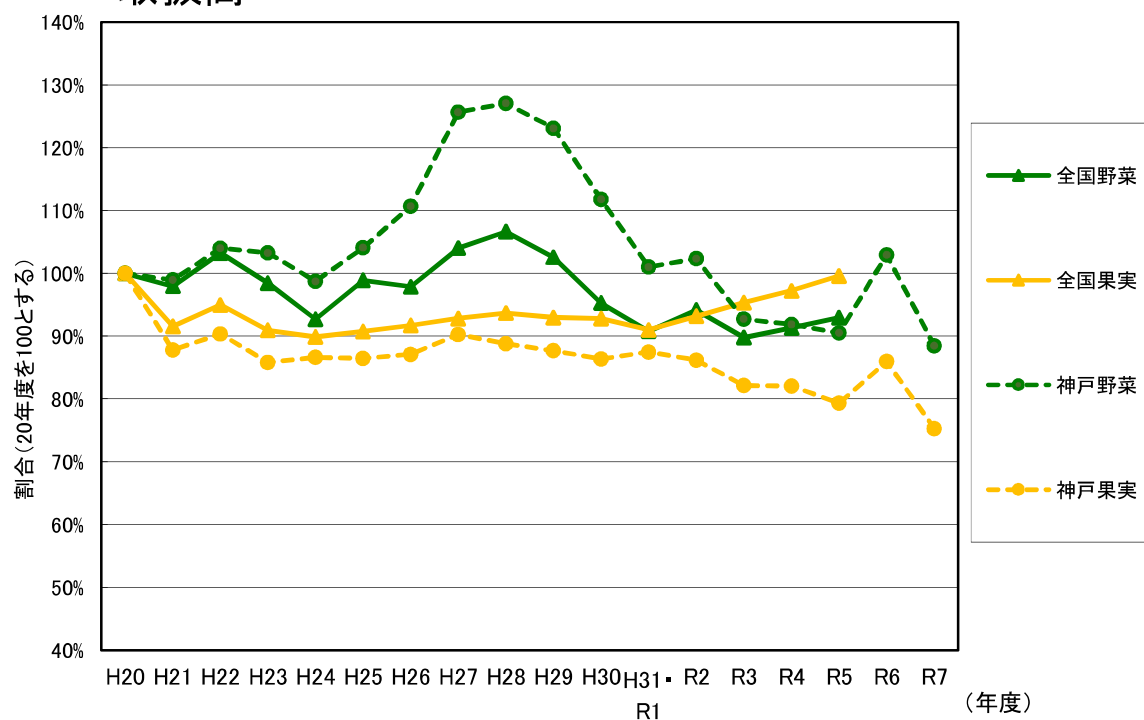


全国－神戸市の比較(青果)

取扱量



取扱高



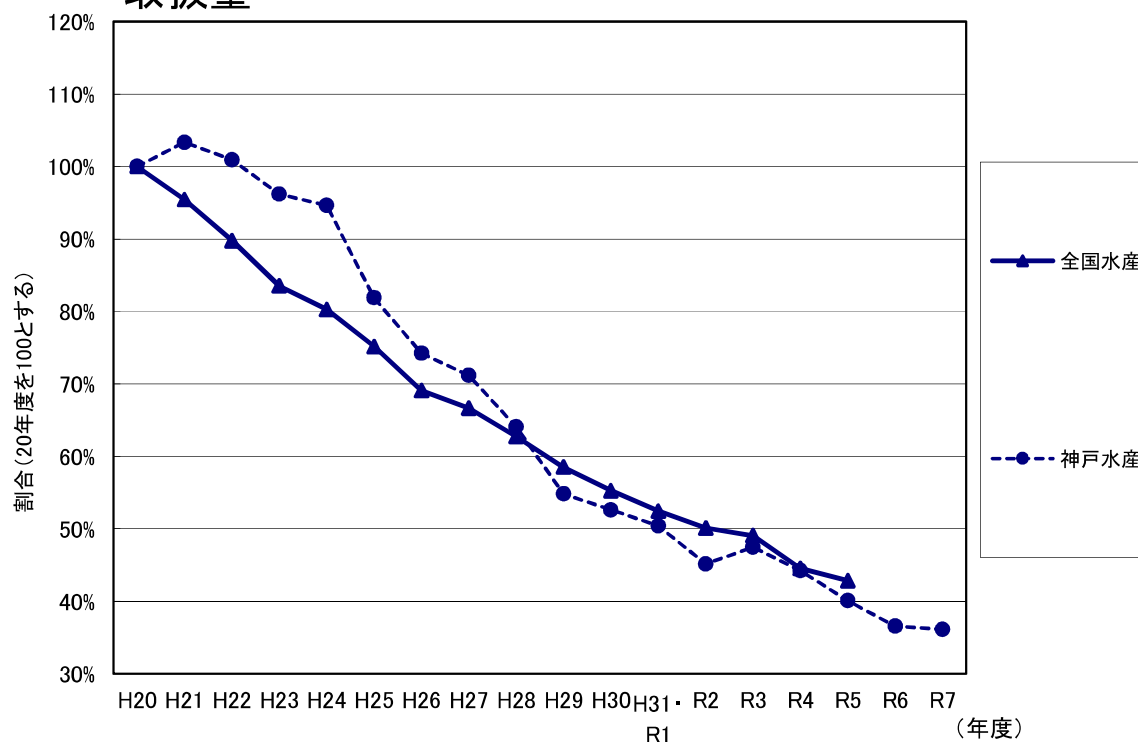
※2つの表とも、全国の数値は、全国の中央卸売市場の取り扱い合計であり、令和6年度以降の数値は、データが発表されていないため未掲載

※神戸の数値は、神戸本場・東部市場の取り扱い合計

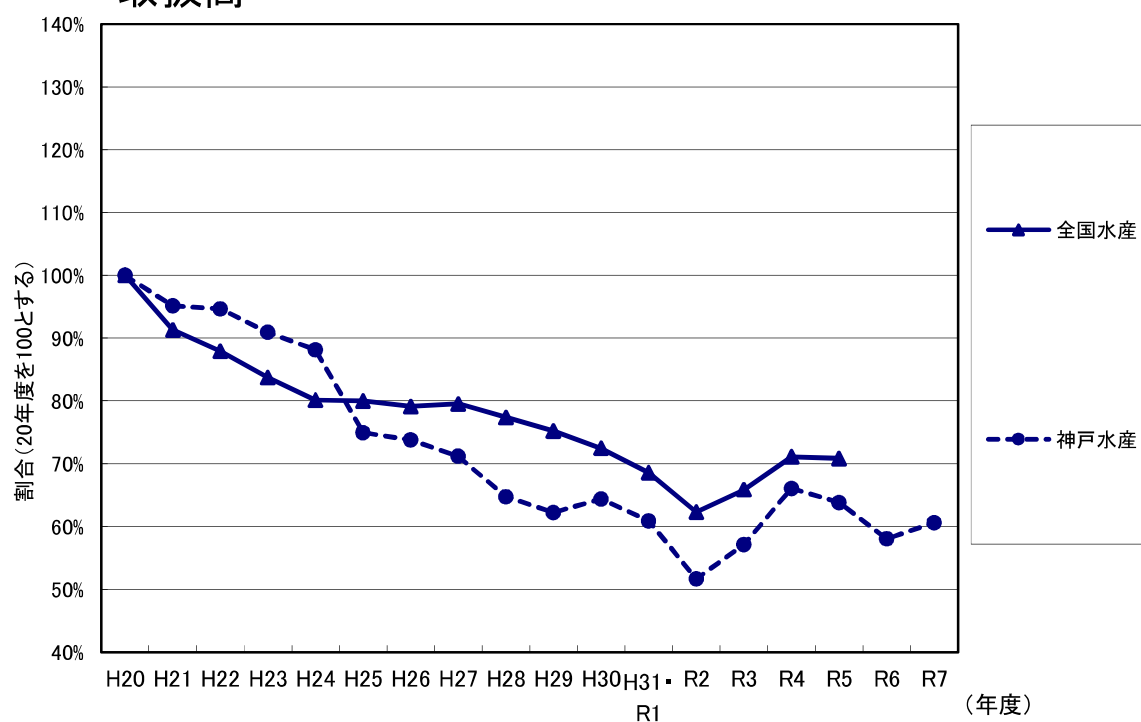
※令和7年度の神戸の数値は速報値

全国－神戸市の比較(水産)

取扱量



取扱高



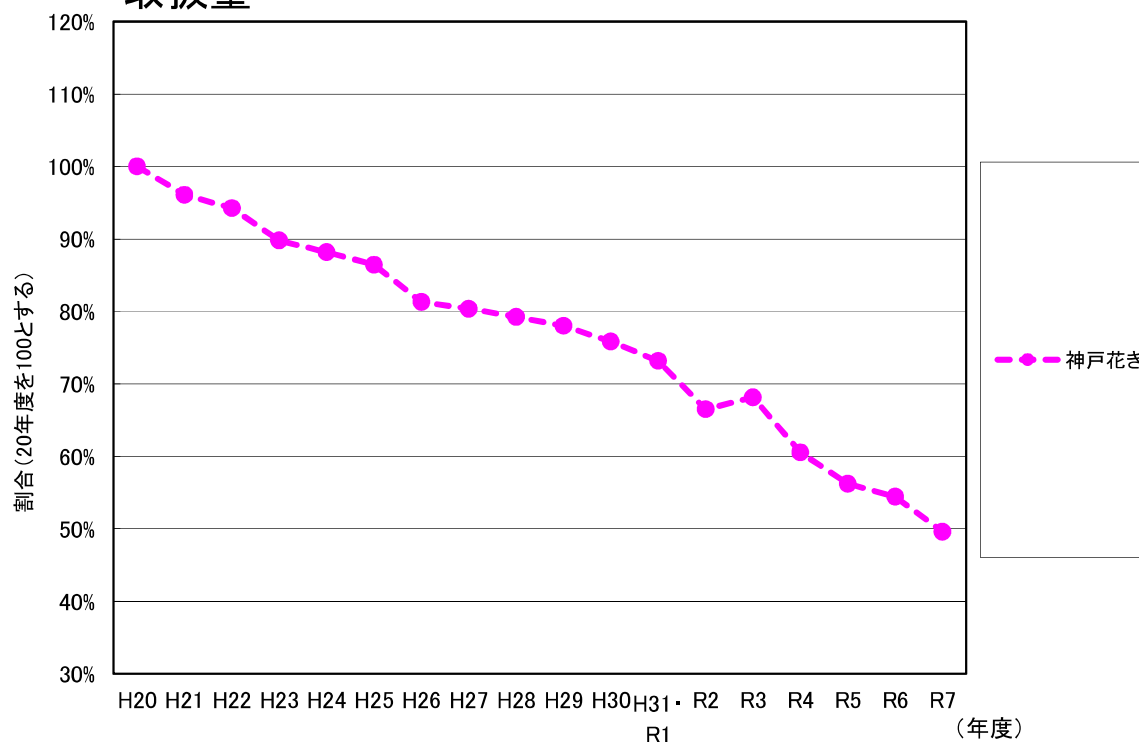
※2つの表とも、全国の数値は、全国の中央卸売市場の取り扱い合計であり、令和6年度以降の数値は、データが発表されていないため未掲載

※神戸の数値は、神戸本場・東部市場の取り扱い合計

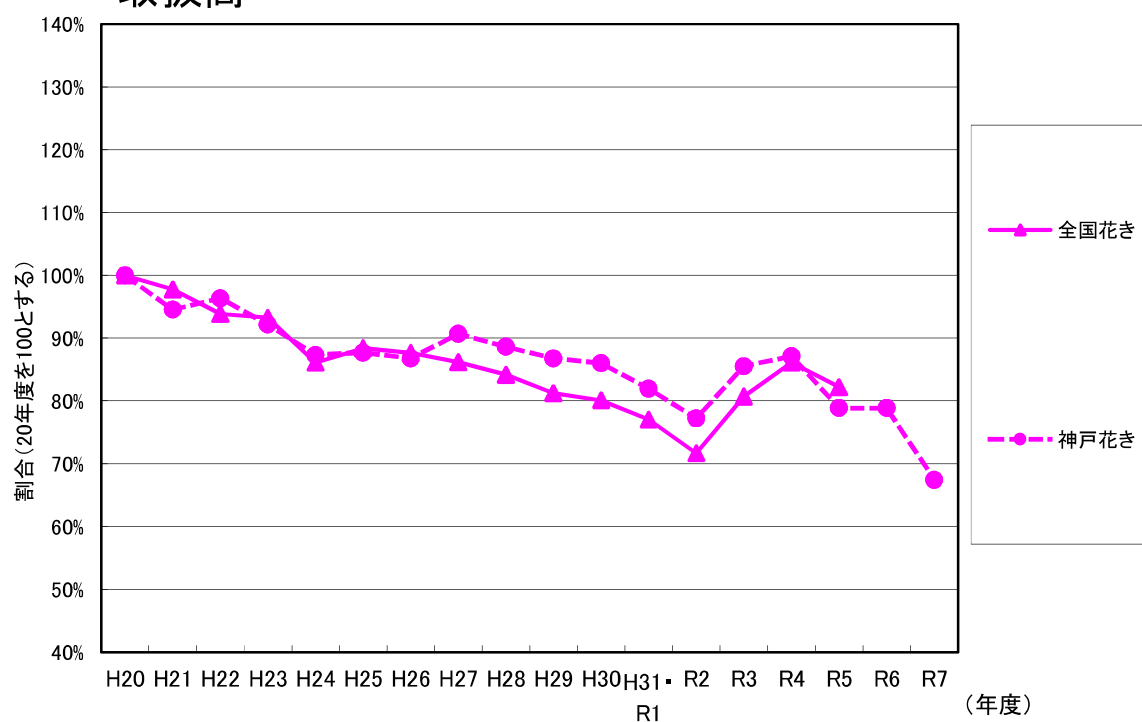
※令和7年度の神戸の数値は速報値

全国－神戸市の比較(花き)

取扱量



取扱高



※2つの表とも、全国の数値は、全国の中央卸売市場の取り扱い合計であり、令和6年度以降の数値は、データが発表されていないため未掲載

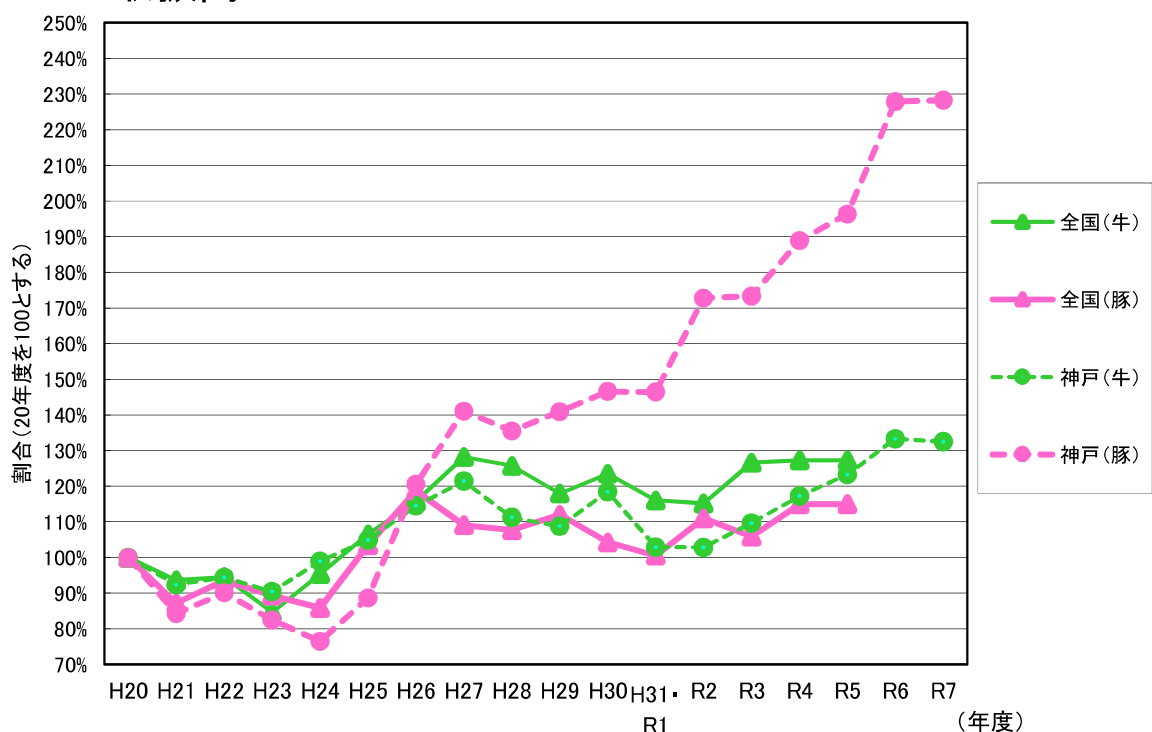
※令和7年度の神戸の数値は速報値

全国－神戸市の比較(食肉)

取扱量



取扱高



※2つの表とも、全国の数値については全国の中央卸売市場取り扱いの合計
 なお、令和6年度以降の数値は、データが発表されていないため未掲載
 ※令和7年度の神戸の数値は速報値

BE KOBE



神戸市中央卸売市場本場 「アクションプラン」の進捗状況報告

2026年3月6日

神戸市経済観光局 中央卸売市場運営本部本場

新たな本場の目標

『流通構造の変化に伴うリスクをチャンスに変え、新たな販売経路の開拓を目指し、市民の食を支える拠点市場』

○目標を達成するための実施項目

- (1) 流通機能のさらなる強化
- (2) 品質・衛生管理の徹底
- (3) 市民向け市場情報の発信
- (4) SDGsに関する取組の推進

○実施期間

2024年度(令和6年度)から2027年度(令和9年度)までの4か年

新たな本場の目標

○アクションプランの設定

本場の目標を達成するための実施項目に対して、より具体的に進めていくための行動計画としてアクションプランを設定した。

アクションプランとして、各実施項目(大項目)に具体的な内容(中項目)を2～5つ掲げ、さらにこれに対して具体的な実施内容(小項目)を決めた。

○アクションプランの実施

PDCA(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(対策・改善))サイクルにより進めていく。

Plan ⇒ 具体的な実施内容を場内事業者と協議

Do ⇒ 実施内容を進めていく

Check ⇒ 専門部会にて実施内容の評価

Action ⇒ 評価を受けて対策、改善し、必要に応じ実施内容の見直しを行う以降、各年度上記を繰り返していく

新たな本場のアクションプラン

(1) 流通機能のさらなる強化

1) 2024年問題への対応

- ① 効率的な場内動線の確保
- ② 産地との連携
- ③ 共同集荷の活用（東部市場との連携）

2) 神戸空港国際化に向けて

- ① 国際化に向けた動向を注視し情報を共有
- ② 新規販路の模索、利便性のアピール

3) 活気ある市場へ

- ① 仲卸業者の新規参入の促進
- ② 買出人の新規開拓
- ③ 産地との良好な関係の維持

4) 場内事業者の経営健全化

- ① 外部講師による経営についての勉強会を開催
- ② 人材育成（後継者問題等）
- ③ 公認会計士による財務状況の検査及び助言

5) 地産地消の推進

- ① 市場、地元産地の連携強化
- ② 「こうべ旬菜・BE KOBE農産物」を使った魚果菜塾の開催

新たな本場のアクションプラン

(2) 品質・衛生管理の徹底

1) 品質管理の徹底

- ① コールドチェーン化の検討
- ② 埋立地への施設新設の推進

2) 衛生管理の徹底

- ① 食品衛生に関する場内事業者の意識改革
- ② 施設利用ルールの徹底遵守
- ③ HACCPの実施検証

(3) 市民向け市場情報の発信

1) 市場のPR

- ① SNSによる市民向けの情報発信
- ② 市場見学会の充実
- ③ 市場まつりや魚河岸デーなどのイベントによる市場開放

2) 食育教室の開催

- ① こべっこランドとの共催で食育教室を開催
- ② 小・中学校への出張料理教室

新たな本場のアクションプラン

(4) SDGsに関する取組の推進

1) 働きがいも経済成長も

- ① 労働基準法の遵守、安心・安全な働ける職場づくり
- ② 市場を活性化し、働きがいのある職場を

2) 気候変動に具体的な対策を

- ① BCPのブラッシュアップ
- ② 高潮対策
- ③ 計画的で適切な施設維持

3) エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- ① 生ごみ等の廃棄物削減
- ② 資源ごみの分別・回収の徹底



令和 7 年度実施状況報告

今年度の大きな取組

- 8年ぶりとなる「市場まつり」の開催
- 青果物における集荷促進事業
- 埋立地への施設の新築工事
- 「中央卸売市場本場における秩序保持等に関する事務規程」による喫煙等の取締り強化
- 取引健全化に向けたハラスメントに関する講演会の実施
- ハローワーク神戸と連携した求職者向け市場見学会の実施
- 商談会の実施

市場まつり開催概要

日 時 : 2025年10月5日(日)10時～14時

主 催 : 神戸中央卸売市場本場運営協議会
市場まつり実行委員会

来場数 : 約3万人

主な内容 : 生鮮食品販売、市場グルメコーナー、
市場体験コーナー、キッズコーナー、
ステージイベント、模擬せり

市場内まつり内での取組

● 生産者や小売店との連携

出店としてJAや、漁業協同組合に参加いただき農水産物の販売PRを実施。また、JAにおいては、イベントステージで産地PRも行った。

神戸小売市場連合会からも参加いただき、産地、小売店と連携し市場で取り扱われる食材や、市場の魅力発信を行った。



関連アクションプラン：「1（1）②」「1（3）③」

市場内まつり内での取組

● 市場体験(市場PR)コーナーの設置

市場の仕事や文化を体験できるコーナーとして、市場の仕組み、役割や歴史を紹介するパネルを展示

また、実際に市場で使用されている道具や、車両を展示し、写真撮影できるスポットを設置



関連アクションプラン：「3（1）③」

市場内まつり内での取組

● デジタルスタンプラリーの実施

市場と取引のある飲食店や、小売店等をめぐるデジタルスタンプラリーを実施し、実際に各店舗で食事や、買い物をしていただくことで、市場で取り扱われる食材の美味しさ、新鮮さなど市場の魅力発信を行った。

実施期間：2025年9月1日(月)～10月20日(月)

参加店舗：20店舗

参加者：246人

関連アクションプラン：「3（1）①」

市場内まつり内での取組

● インスタグラムでの情報発信

市場まつりに関連した投稿を多数行い、イベントPRと共に市場に認知度向上を図った。

また、市場まつり当日にフォローアップ企画を行い、発信力の強化を行った。

まつり関連した投稿 : 18投稿 513,700閲覧

まつり当日のフォロワー増加数 : +1,196

(2月17日現在のフォロワー : 10,758)

関連アクションプラン : 「3 (1) ①」

市場内まつり内での取組

● その他の取組

- ・ 兵庫運河祭、兵庫津JAZZ LIVEとの共同実施し、3つのイベント会場を巡る仕組みを作り、来場者の回遊性向上と地域全体の活性化を図った。
- ・ 地下鉄山手線三宮駅でのデジタルサイネージ掲出、ラジオ番組出演によるPRなど、これまでとは違う層へ市場の情報を発信した。



関連アクションプラン：「3（1）①」

市場戸神

兵庫県内の
青果産地で

定期トラク便の運行開始

本場・東部の集荷向上へ

神戸市中央卸売市場本
場・東部市場の青果卸2
社（神果神戸青果㈱、神
戸中央青果㈱）、J A全
農兵庫、神戸市による定
期トラク便の試験運行
が、今日2日から始まり
た。物流2024年問題
でコスト上昇や輸送手段
の確保が懸念される中、
兵庫県内の産地を運行し
て両市場の集荷拡大を図
る。それと並行して規格
の簡素化に着手し、出荷

作業の負担軽減など産地
支援にもつなげる方針
だ。

市の新規事業である青
果物の集荷促進策で実施
している。定期トラク
便は、J A全農兵庫が市
の補助を得て、月曜日、
水曜日、金曜日の週3回
運行し、J A丹波ひか
み、J A丹波さやまの
2産地を巡回している。
ナス、ピーマン、ミニト
マト、エタメナなどの果

菜類を中心に集荷。いっ
たん本場まで運ばれ、本
場・東部間を運行する
「共同集荷便」で東部市
場にも輸送している。

対象の2産地は兵庫県
中部にあり、生産量の減
少で、これまで一部の
難しう、これまで一部の
果菜類などを市場側が引
き取りに行く対応をとっ
ていた。「定期トラク
便の運行を通じて、次年
度以降の作付け拡大や、

直売所出荷から市
へのシフトを期待
る」（卸売会社）。

定期トラク便

HD丸中九
横浜

新社長

第10回
定時総会

横浜丸中ホール
グス(株)はこのほど、
貴浩専務が代表取
長に就任するトッ

埋立地への施設の新築工事

埋立地西側で、2025年4月より新冷蔵庫棟建築を着工

⇒2027年秋頃完成予定

東側においては、大規模加工場・買荷保管場の建築予定

⇒現在、設計中であり2026年度中頃着工予定



関連アクションプラン：「2（1）②」

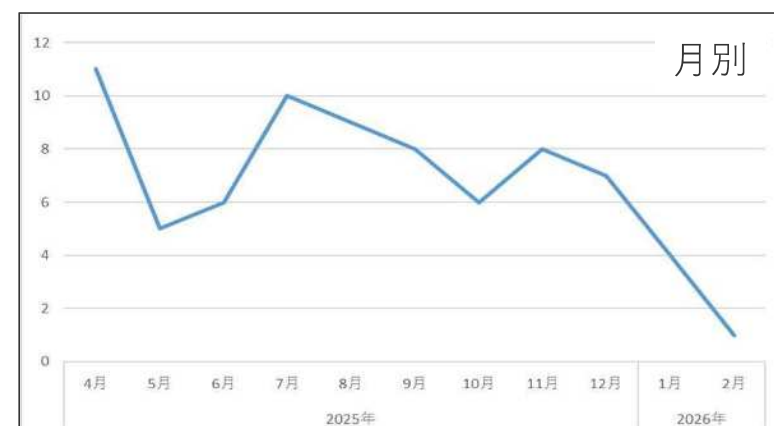
「中央卸売市場本場における秩序保持等に関する事務規程」 による喫煙等の取締り強化

2025年4月に運営協議会にて、秩序保持等に関する事務規程を制定し、場内事業者が一体となり違反者の取締りを行い、指定場所以外での喫煙が減るなど、一定の効果が現れている。

引き続き、市場内の職場環境の健全化を図っていく。

【取締り実績】

75件(2025年4月～2026年2月)



関連アクションプラン：「2（2）②」「4（1）②」

「中央卸売市場本場における秩序保持等に関する事務規程」 による喫煙等の取締り強化

卸売業者、仲卸業者においても、禁煙パネルの設置や、買出し人へ禁煙について啓発活動を行っている。



関連アクションプラン：「2（2）②」「4（1）②」

取引健全化に向けたハラスメントに関する講演会の実施

場内取引の健全化、働きやすい職場環境づくりを目的として、外部講師を招きハラスメントに関する講演会を実施した。

日時：2026年2月26日

講師：厚生労働省 兵庫労働局職員

参加人数：24人



関連アクションプラン：「1（4）①」「4（1）①」

ハローワーク神戸と連携した求職者向け市場見学会の実施

求職者に市場を見てもらい、それぞれの職業に直接触れる機会を設け、職業選択の幅を広げつつ、市場内の人手不足問題への対応に寄与した。

日時：2026年2月20日(金) 9時～11時

参加者：求職者14名 場内事業者5社

【前回実績】

日時：2025年2月28日

参加者：求職者19名 場内事業者5社

就職状況：3名(卸売業者1社、仲卸業者2社)

関連アクションプラン：「1(4)②」「4(1)②」

商談会の実施

市場を利用したことのない飲食店等事業者に、仕入先として市場の認知度を向上を図り、場内事業者と交流する場を設けることで、市場の利用しやすさをアピールする。

日時：2026年3月27日

【前回実績】

日時：2025年3月25日

参加者：飲食店等事業者10組17名 場内事業者11社

商談成立：2社

関連アクションプラン：「1（3）②」「4（1）②」

BE KOBE



神戸市中央卸売市場業務運営協議会
令和7年度 東部市場専門部会

[議題1]

経営展望計画(2024-2028)の進捗状況について



本日の報告及び協議内容

- (1) 今年度の取り組み実績の報告
- (2) ロードマップ第1期の評価と第2期(案)について
- (3) 経営展望プロジェクトチームの報告



(1) 経営展望計画(2024-2028)について

1. 東部市場の特長を活かした戦略的取組の推進

- (1) 物流面でのアクセスの優位性のPR
- (2) コールドチェーンに配慮した加工場・冷蔵庫棟の活用
- (3) 場内荷捌き及び保管・加工機能の向上の検討
- (4) 産地との関係性強化による特色ある集荷
- (5) 部門間及び卸売業者・仲卸業者間の連携促進による
総合力の発揮

2. 市場活性化へ向けての取り組み

- (1) 開かれた市場づくりの更なる推進による賑わいの創出
- (2) SNSなど様々な媒体を活用した情報発信
- (3) 新たな仲卸業者、売買参加者の参入促進



(1) 経営展望計画(2024-2028)について

3. 施設の計画的活用を検討

- (1) 施設の計画的な改修等による市場機能の維持・向上
- (2) 特設棟、軟弱そ菜棟などの再活用を検討
- (3) 施設管理、衛生・品質管理体制の確立・運用

4. 新たな課題への対応

- (1) ドライバー不足(2024年問題)への対応
- (2) DX化への対応
- (3) 神戸空港への国際線就航を踏まえた施策の検討



産地・実需者から選ばれ続ける卸売市場に向けて

< 経営展望計画(2024-2028)のビジョン >



(1) 今年度の取り組み実績の報告

基本戦略1 東部市場の特長を活かした戦略的取組の推進

◎ 姫路のイチゴハウス

1シーズン150トンの集荷実績

(2024年11月～2025年7月)

※目標生産量は年間約180トン

姫路に関西最大級イチゴ農園



関西最大規模のイチゴ農園を建設し、生産を始める空浮の大山藤社長＝いずれも姫路市西脇

3.8畝で25万株栽培

同社は2015年1月に大山藤社長が設立した。資本金900万円。同社の独自ブランド「空浮いちご」は西日本を中心に広く販売されており、年々生産規模を拡大させている。

農産物生産販売の「空浮」

兵庫産品種の生産拡大を目指す



令和6年4月23日神戸新聞

↑ 産地のブランド向上に貢献



(1) 今年度の取り組み実績の報告

基本戦略2 市場活性化へ向けての取り組み

- ◎ 東部市場の生鮮食材で産地と甲南大学をつなぐプロジェクトの継続実施（年7回実施）
- ◎ 特別料理教室の実施（企業×青果卸×関連事業所）（令和7年9月30日）
- ◎ フラワーアレンジ教室の継続実施（令和7年10月18日）



(1) 今年度の取り組み実績の報告

基本戦略2 市場活性化へ向けての取り組み

- ◎ 関連事業所空き施設の募集(令和7年10月)
- ◎ ハローワーク市場見学 (令和7年10月23日)
- ◎ 東部市場フェスタの開催(令和7年11月22日)
- ◎ 市場見学(小学生や地域の消費者学級等)



(1) 今年度の取り組み実績の報告

基本戦略3 施設の計画的活用を検討

- ◎ 仲卸売場店舗電気設備工事（青果側、令和7年7月完成）
- ◎ クリーン作戦(場内清掃)の継続実施(青果仲卸年4回実施)
- ◎ 消防訓練（令和7年1月19日）
- ◎ 消防設備更新工事
（現在工事中）
- ◎ 電気量計更新工事
（現在工事中）



(1) 今年度の取り組み実績の報告

基本戦略4 新たな課題への対応

- ◎ みなと銀行電子化説明会(令和7年4月24日)
- ◎ 定期トラック便の試行運行の開始(令和7年7月)
(JA全農兵庫×市場卸業者2社×神戸市の集荷促進策)



神戸市場

本場・東部の集荷向上へ

兵庫県内の定期トラック便の運行開始

神戸市中央卸売市場本場・東部市場の青果卸2社(神果神戸青果、神戸中央青果)、JA全農兵庫、神戸市による定期トラック便の試行運行が、今日2日から始まった。物流2024年問題の確保が懸念される中、兵庫県の産地を巡る。それと並行して規格の簡素化に着手し、出荷

作業の負担軽減など産地支援にもつなげる方針だ。

市の新規事業である青果物の集荷促進策で実施している。定期トラック便は、JA全農兵庫が市への補助を得て、月曜日、水曜日、金曜日の週3回運行し、JA丹波ひかり、JA丹波さやまの産地を巡回している。

「共同集荷便」で東部市場にも輸送している。対象の2産地は兵庫県の中部にあり、生産量の減少でトラック便の手配が難しく、これまで一部の果菜類などを市場側が引き取りに行く対応をとっていた。「定期トラック便」の運行を通じて、次年度以降の作付け拡大や

直売所出荷から市場へのシフトを期待する。(卸売会社、定期トラック便)

HD 新社長
横濱丸中ホールディングス(株)は、このほど、貴専務が代表取締役長に就任するトップ

横濱丸中ホールディングス(株) 臨時総会 第10回

令和7年7月11日食品市場新聞



本日の報告及び協議内容

(1) 今年度の取り組み実績の報告

(2) ロードマップ第1期の評価と
第2期(案)について

(3) 経営展望プロジェクトチームの報告



(2) ロードマップ第1期の評価と第2期(案)について

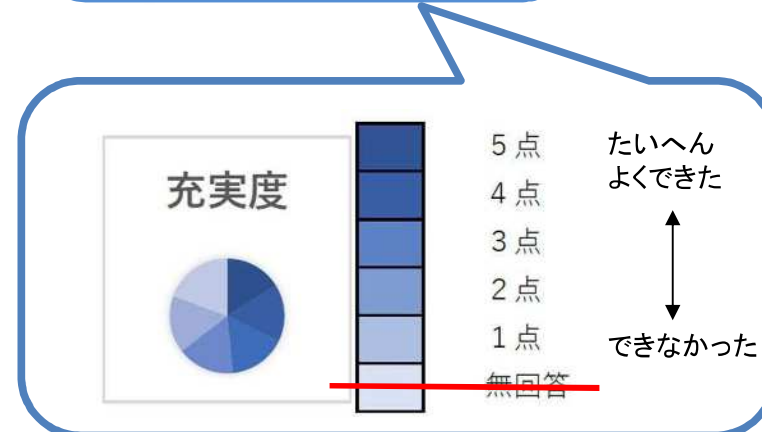
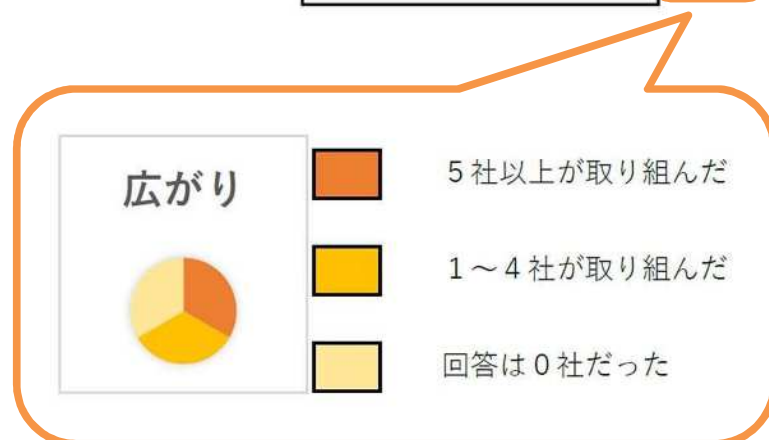
◆ 取組評価項目の評価方法について ◆

● 取組実績報告書の提出

NO.	取組事項 (上段:取組項目)	2026	2027	2028	たいへん よくできた (5点)	よくできた (4点)	ややできた (3点)	あまり できなかった (2点)	できなかった (1点)
基本戦略1. 東部市場の特長を活かす									
1-1 物流面でのアクセスの優									
	産地と流通コスト削減の取組を協議・実施	全	○	○					
	意見交換会	○							
	戦略会議	○							
	事業活用の検討	○							
	取組試行実施	○							

②取り組んだ内容を説明してください。

③各取組について、自己評価に近いもの1つに○をつけてください。

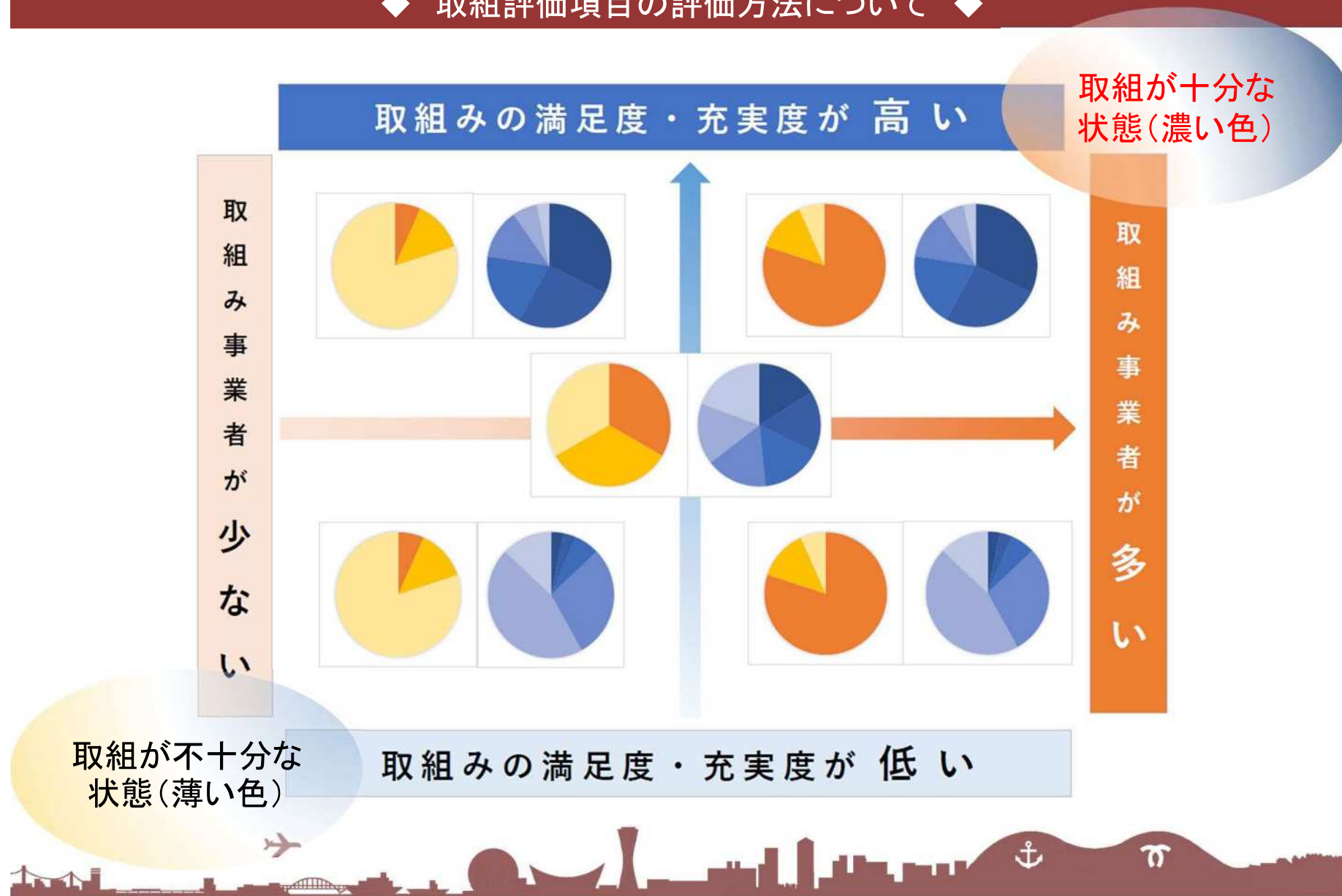


無回答は、「対象外・該当しない」ものとみなし、2025年から表記の対象外とするように見直しました。



(2) ロードマップ第1期の評価と第2期(案)について

◆ 取組評価項目の評価方法について ◆



(2) ロードマップ第1期の評価と第2期(案)について

◆ 取組実績報告書の結果 ◆ 4つの戦略

第1期前期

【戦略1】東部市場の特長を活かした戦略的取組の推進



【戦略2】市場活性化へ向けての取り組み



【戦略3】施設の計画的活用を検討



【戦略4】新たな課題への対応

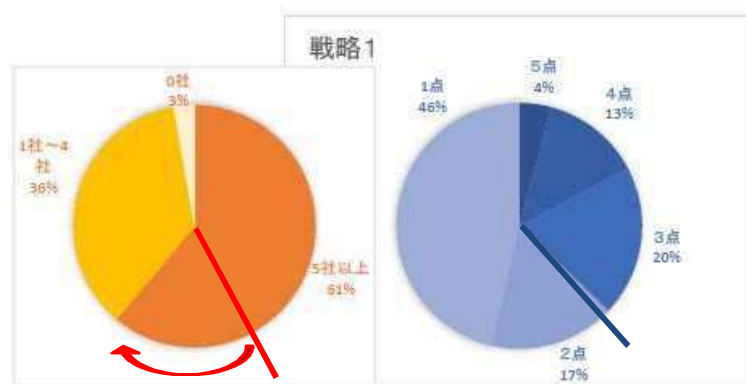


(2) ロードマップ第1期の評価と第2期(案)について

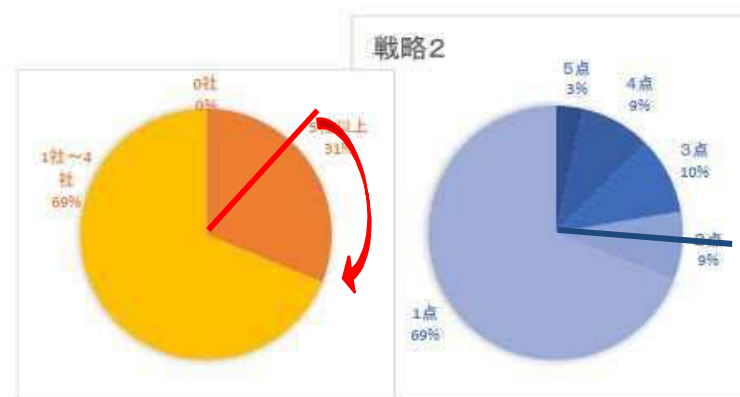
◆ 取組実績報告書の結果 ◆ 4つの戦略

第1期後期

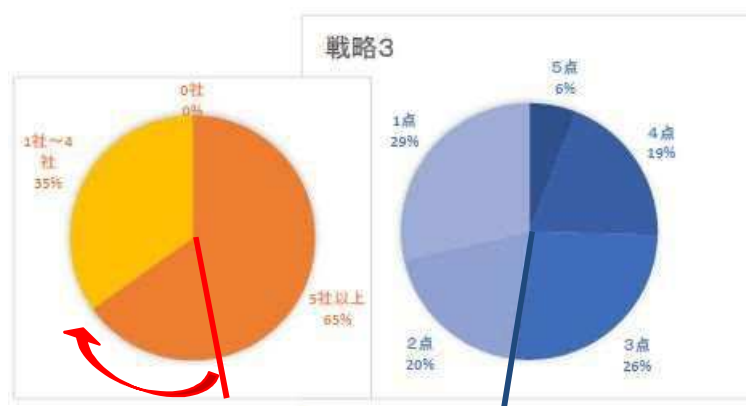
【戦略1】東部市場の特長を活かした戦略的取組の推進



【戦略2】市場活性化へ向けての取り組み



【戦略3】施設の計画的活用を検討



【戦略4】新たな課題への対応



(2) ロードマップ第1期の評価と第2期(案)について

◆ 取組実績報告書の結果 ◆ 取組評価項目

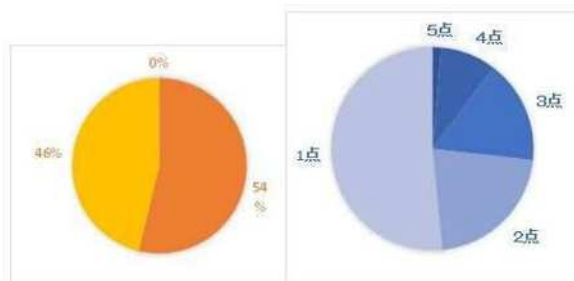
【第1期の取組評価項目の結果】

第1期の取組テーマ

2024年流通問題と金融機関の移転に伴う業態変化に対応することを優先的に行う。特に流通問題については、産地や他市場との協議の機会を設け、集荷力の向上と関係性強化に努める。

取組評価項目：
□産地との関係構築状況 □手荷役作業量・時間の把握 □流通動向・実需者状況の把握 □小切手等の金融取引の電子化への対応
□品質管理の徹底 □消費者向けイベントの継続実施 □新たな事業者の参入 □低・未利用施設の把握 □場内美化の推進

✓ 産地との関係構築状況



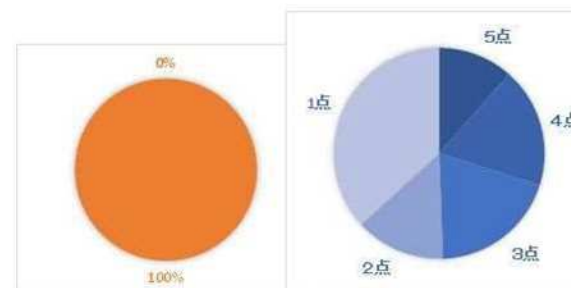
✓ 手荷役作業量・時間の把握



✓ 流通動向・実需者状況の把握



✓ 小切手等の金融取引の電子化への対応



(2) ロードマップ第1期の評価と第2期(案)について

◆ 取組実績報告書の結果 ◆ 取組評価項目

【第1期の取組評価項目の結果】

第1期の取組テーマ

2024年流通問題と金融機関の移転に伴う業態変化に対応することを優先的に行う。特に流通問題については、産地や他市場との協議の機会を設け、集荷力の向上と関係性強化に努める。

取組評価項目：
□ 産地との関係構築状況 □ 手荷役作業量・時間の把握 □ 流通動向・実需者状況の把握 □ 小切手等の金融取引の電子化への対応
□ 品質管理の徹底 □ 消費者向けイベントの継続実施 □ 新たな事業者の参入 □ 低・未利用施設の把握 □ 場内美化の推進

✓ 品質管理の徹底(品質管理)



✓ 消費者向けイベントの継続実施 (イベント)



✓ 新たな事業者の参入(新規)



□ 低・未利用施設の把握(施設)

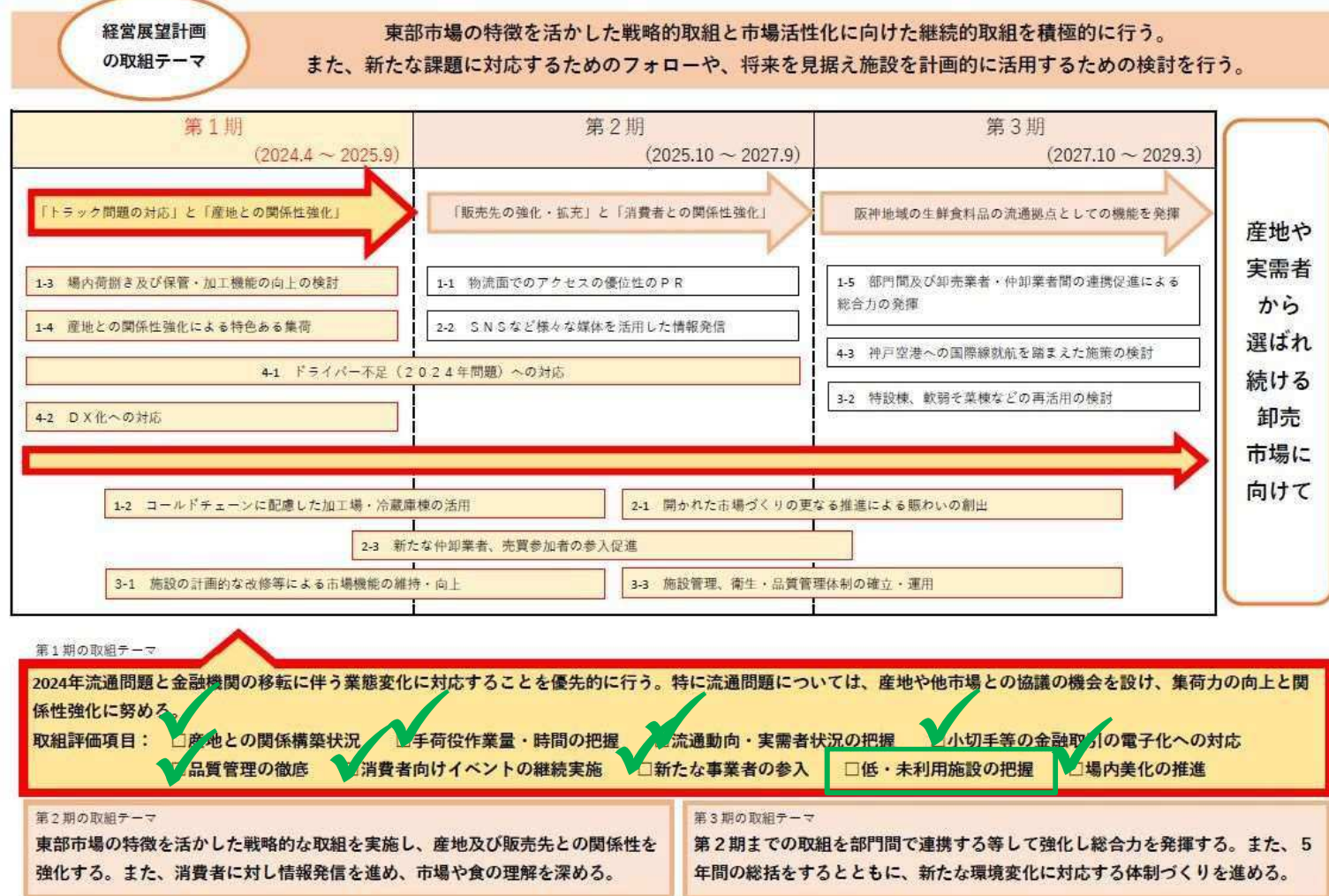


✓ 場内美化の推進(美化)



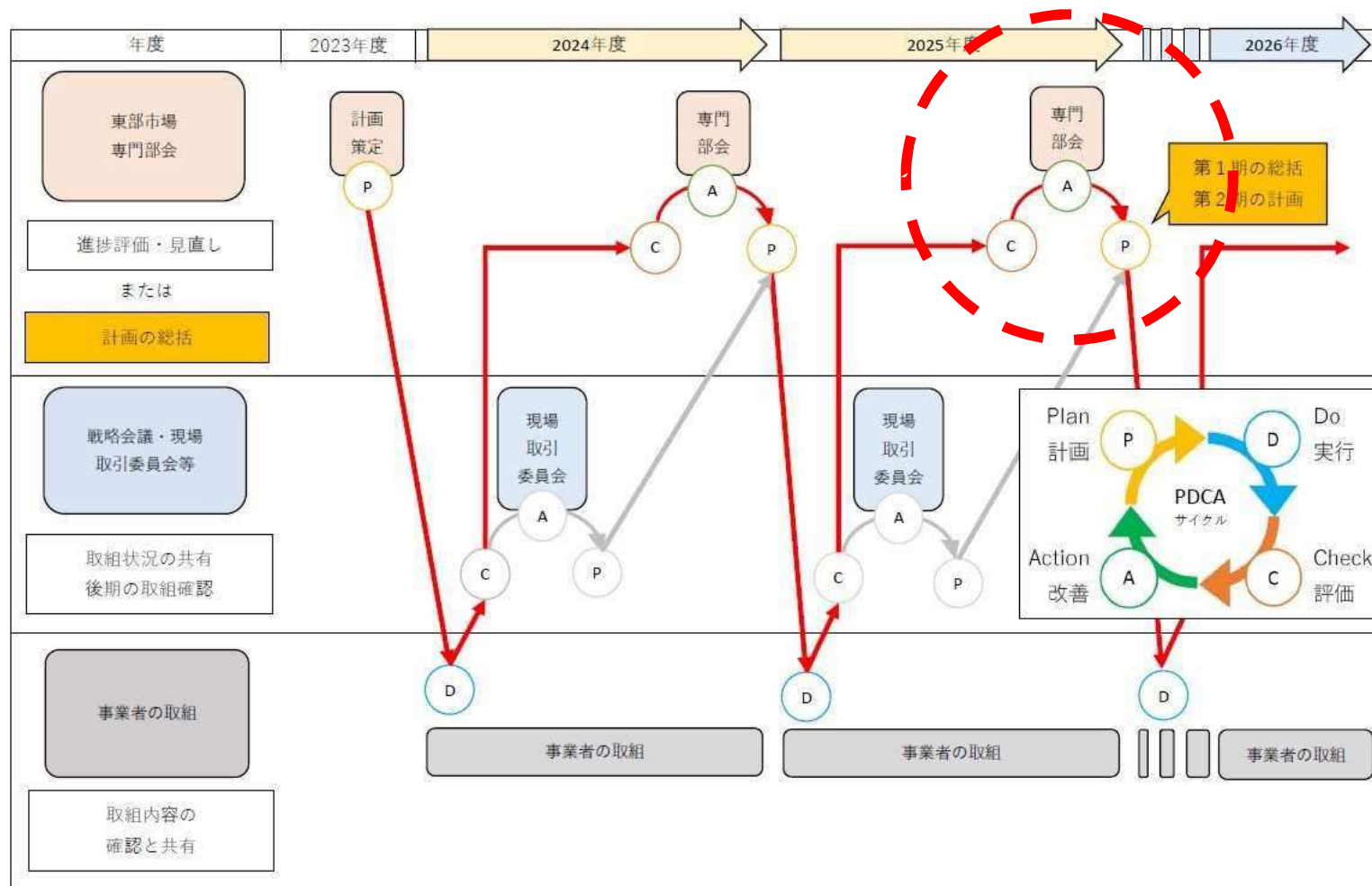
(2) ロードマップ第1期の評価と第2期(案)について

◎ 第1期の取組評価結果



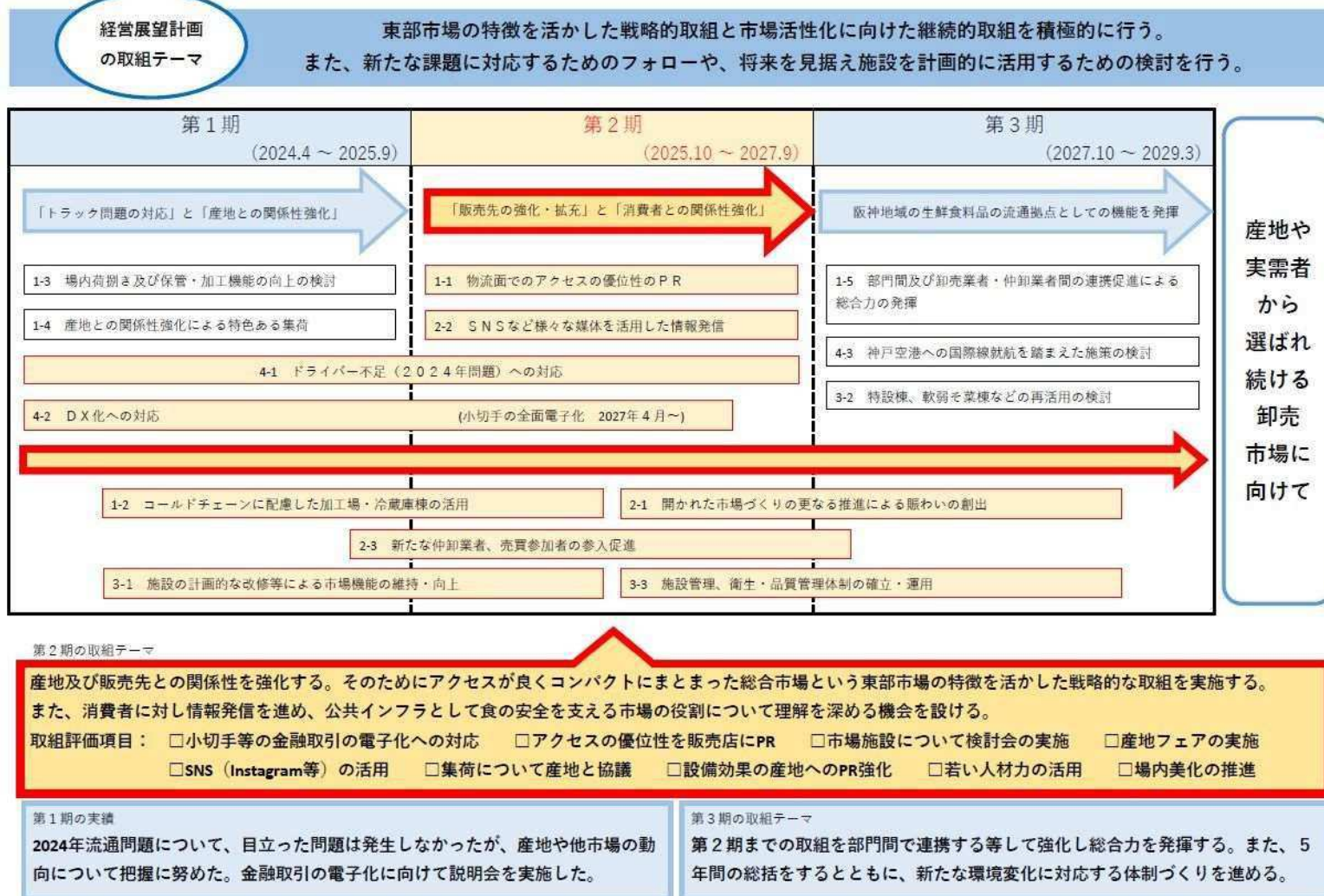
(2) ロードマップ第1期の評価と第2期(案)について

◎ PDCAサイクルの運用



(2) ロードマップ第1期の評価と第2期(案)について

◎ ロードマップ第2期(案)



本日の報告及び協議内容

- (1) 今年度の取り組み実績の報告
- (2) ロードマップ第1期の評価と第2期(案)について
- (3) 経営展望プロジェクトチームの報告



(2) プロジェクトチームの報告

○ プロジェクトチームの発足

市場全体が一体感を持った取組を行うことにより、経営展望計画(2024 2028)のビジョンである「産地や実需者から選ばれ続ける卸売市場に向けて」の実現に寄与することを目的とし、令和7年2月7日にプロジェクトチームを発足しました。

【全体会】

役割：部会で取組む項目を決定し、
部会構成員の選出および部会活動の進捗確認を行う。

【部会】

役割：取組項目について具体的な活動を検討し、
それを実行する。



(2) プロジェクトチームの報告

○ 令和7年度の活動テーマ

「SNS等の媒体を活用した情報発信」

○ 部会活動

開催回数: 会議室開催5回 その他オンライン協議複数回

部会構成員 7名

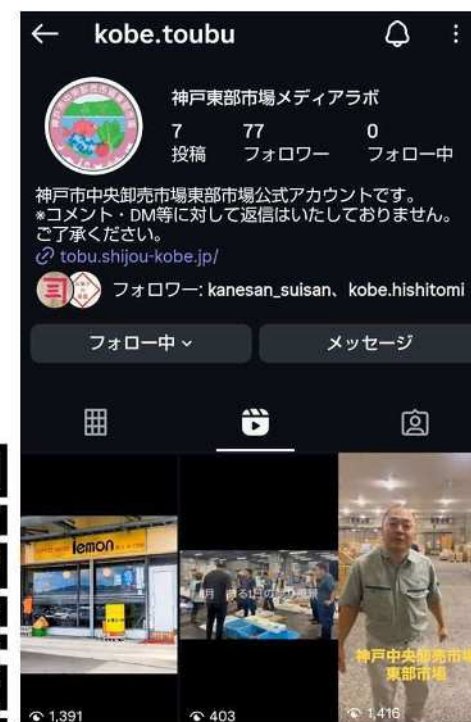
青果卸2名、水産卸1名、花き卸1名

青果仲卸1名、水産仲卸1名、関連事業所1名

○ Instagramの開設

令和7年8月1日より運用を開始した。

登録用二次元コードを場内に
掲示し、フォロワーの募集を行った。



東部市場の将来像検討のためのワーキンググループ
令和7年度 活動報告等

1 活動報告

令和7年度は勉強会を3回開催するとともに、全場内事業者を対象にしたアンケート調査を実施した。

WG勉強会開催状況

① 第1回(令和7年5月27日)

- ・ 東部市場の現状について(開設者説明)
- ・ 講演:神戸大学名誉教授 小野 雅之 氏
「今後の卸売市場のあり方と近年の卸売市場の整備動向」

② 第2回(令和7年7月31日)

- ・ 場内事業者へのアンケート調査の実施
- ・ 講演:㈱東畑建築事務所 古澤 誠一 氏
「市場再整備を成功させるには…」

③ 第3回(令和7年11月13日)

- ・ 場内事業者へのアンケート調査の結果(報告)
- ・ 近年の卸売市場再整備の傾向(意見交換)

2 令和8年度の活動

令和7年度に引き続き勉強会を開催し、東部市場の将来像についてのワーキンググループの考え方を整理する。

東部市場の将来像検討のためのワーキンググループの立ち上げについて

1 趣旨

昭和 44 年 11 年の開設から 55 年を経過した神戸市中央卸売市場東部市場は、阪神・淡路大震災による甚大な被害を乗り越え、生鮮食品の安定供給を担うインフラとして重要な役割を果たしてきた。

しかし、消費者ニーズの多様化や農水産物の生産・流通構造の変化、さらには卸売市場法の改正や 2024 年問題への対応など、卸売市場を取り巻く経営環境は大きく変化し、市場関係者は対応を求められている。

一方で、施設の老朽化が進むなかで、卸売市場内での取引量や形態が開設当初と大きく変化し、また夏場の猛暑など気候変動によって生鮮食品の鮮度管理が一層求められるようになるなど、場内事業者のニーズに合った施設の整備も課題となっている。

そこで、東部市場の現状を把握し場内事業者間の共通理解を図るためワーキンググループを令和 7 年度内に立ち上げ、東部市場の将来像を検討するための基本情報を年度内に整理する。

2 ワーキンググループの位置づけ

東部市場専門部会事務局（開設者：神戸市経済観光局）主催のワーキンググループ

3 活動内容

改正卸売市場法、2024 年問題等社会経済情勢の変化を踏まえた卸売市場の役割、東部市場の現状等について場内事業者間で共通理解を深め、東部市場の将来像の検討に向けた準備のために、以下の活動を予定。

- ・市場関係者向け勉強会（学識経験者による講演会など）、市場関係者による意見交換会の実施（3 回程度予定）
- ・場内事業者の意見の吸い上げ（聴取）と分析（夏ごろ）
- ・必要と見込む施設規模、強化すべき市場機能などの検討（夏以降）
- ・東部市場専門部会に活動内容を報告（令和 8 年 2 月ごろ）

4 メンバー（各社・団体から実務者 1～2 名で構成）

- ・神戸中央青果㈱
- ・神港魚類㈱東部支社
- ・㈱大水神戸東部支社
- ・㈱JF 兵庫県生花神戸本社
- ・神戸東部青果卸売協同組合
- ・神戸市東部水産物卸売協同組合
- ・神戸中央冷蔵㈱東部支社
- ・神戸市東部市場関連事業者組合
- ・開設者（神戸市）

※アドバイザーとして学識経験者

神戸市中央卸売市場業務条例の改正について

1. 条例改正の理由

卸売市場法の改正(令和7年6月改正・令和8年4月施行)に伴い、神戸市中央卸売市場業務条例を改正(令和8年4月施行)。

2. 卸売市場法改正の背景

原材料価格の高騰など、農業や食品産業の事業環境が急激に変化する中、我が国において食料を今後も持続的に供給するためには、食料の価格について、消費者の理解を得ながら合理的な費用を考慮した価格形成を実現することが必要となり、令和7年6月、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律[※](食品等持続的供給法)」が改正された。

改正では、飲食料品等事業者等に以下の2点の努力義務が課された。

- ① 取引の相手方がコスト等を示して取引に関する協議を申し出た場合、誠実に協議に応ずること。
- ② 取引の相手方が商慣習の見直し等、持続的な供給に資する取り組みを提案した場合、検討や協力を行うこと。

また、農林水産大臣が、取引においてコストを認識しにくい飲食料品等を指定し、当該指定飲食料品等のコスト指標を作成・公表する団体を認定することとなった。

3. 卸売市場法改正の内容

食品等持続的供給法に合わせて卸売市場法が改正され、卸売市場の開設者は、条例に以下の3点を公表する規定を設けることが義務化された。

- ① 指定飲食料品等のうち、当該卸売市場で取り扱う品目
- ② ①の品目のコスト指標
- ③ 飲食料品等事業者等に課された上記の努力義務

4. 条例の改正内容

卸売市場法の改正を受け、条例に以下の3点を公表する旨の規定を設ける。

- ① 農林水産大臣が指定する飲食料品等のうち本市市場で取り扱う品目
- ② ①の品目のコスト指標
- ③ 飲食料品等事業者等に課された上記の努力義務

※今回の改正で「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」から名称変更。

(参考1)条例改正前後表

改正後	改正前
(開設者による売買取引の結果等の公表) 第 49 条 略 2 略 3 市長は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第 59 条。以下「食品等持続的供給法」という。)に係る次に掲げる事項について、インターネットの利用、市場の掲示場への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。 (1) 市場の取扱品目のうち食品等持続的供給法第 42 条第1項に規定する指定飲食料品等(市場において取扱予定のないものを除く。) (2) 前号に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第 42 条第1項第1号に規定する指標 (3) 食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置の内容	(開設者による売買取引の結果等の公表) 第 49 条 略 2 略

(参考2)卸売市場法改正前後表

改正後	改正前
(中央卸売市場の認定) 第4条 1～4 略 5 農林水産大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。 イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。 ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。 <u>ハ 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。</u> <u>(1) 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等</u> <u>(2) (1)に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u> <u>(3) その他食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林水産省令で定めるもの</u> 三 略 四～九 略 6・7 略	(中央卸売市場の認定) 第4条 1～4 略 5 農林水産大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。 イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。 ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。 ハ 略 四～九 略 6・7 略